

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会傍聴要領(案)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会運営要綱第 4 条に基づき、会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して委員長が定める。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催時刻の 30 分前から 10 分前までの間（以下、「受付時間」という。）に、会議の開催場所（以下「会議場」という。）において、自己の氏名及び住所を傍聴希望者受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴人は、先着順とする。このことから、前項の規定にかかわらず傍聴人の定員に達したときは、受付時間内であっても受付を終了するものとする。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 鈍器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼり等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。

- (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
 - (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反すると認められるときは、これを静止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年 月 日から施行する。